

海の見える交流館周辺設計業務プロポーザルに関する**参加表明書**の作成について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

質問No.	実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
①	実施要領 P. 1 ～2「5 参加資 格要件等」 (1) ⑧	参加資格要件 (1) ⑧に規定する「類似した業務」の範囲についてお尋ねします。広場・公園等の屋外公共空間の設計業務に限られるのでしょうか。あるいは、図書館等の公共建築物の設計業務も含まれるのでしょうか。ご教示ください。	参加資格要件 (1) ⑧の「類似した業務」については、特定の業務内容に限定しているものではありません。 本業務は交流館周辺の広場等の公共空間（屋外空間）の設計を対象としていますが、図書館等の公共建築物の設計業務であっても、地域の関係者等と協働し、合意形成を図りながら進める住民参加型の計画づくりや社会実験等のプロセスを伴う設計経験がある場合は、「類似した業務」の実績として参加資格を満たすものとします。
②	実施要領 P. 1 ～2「5 参加資 格要件等」 (1) ⑧	参加資格要件 (1) ⑧に規定する「類似した業務の実績」についてお尋ねします。当該実績は、参加表明者（法人）としての受託実績に限られるのでしょうか。あるいは、配置予定の管理技術者が他社在籍時に担当した業務実績をもって満たすことができるのでしょうか。ご教示ください。	参加資格要件 (1) ⑧の「類似した業務の実績」については、配置予定の管理技術者が他社在籍時に担当した業務実績であっても、内容が本業務と類似するものであれば、参加資格を満たすものとします。
③	実施要領 P. 3 ～4「1 1 参加 表明書等の提出 (4) 参加表明書作成 要領 P. 2 2 (コ)	消費税及び地方消費税の納税証明書について、参加表明書作成要領 2 (コ) では添付書類とされていますが、実施要領 1 1 (4) の提出書類一覧には記載がありません。納税証明書の提出は必要との理解でよろしいでしょうか。また、必要な場合、証明書の種類（国税「その3の3」等）の指定や、町税等の地方税に係る納税証明書の要否についてご教示ください。	納税証明書の提出は必要です。 消費税及び地方消費税に係る国税の納税証明書（その3の3）を提出してください。
④	実施要領 P. 3 「8 関係資料の 交付」 (6)	関係資料として「(6) 海の見える交流館周辺設計業務評価要領」が記載されていますが、貴町ホームページの掲載資料には見当たりません。評価要領の交付予定の有無についてご教示ください。交付されない場合は、実施要領「1 5 審査方法及び審査基準」の記載内容をもってこれに代わるものとの理解でよろしいでしょうか。	評価要領は、現在町ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。